

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

SMFG India Home Finance Company Limited（証券コード：-）

【新規】

外貨建長期発行体格付 格付の見通し	AA- 安定的
----------------------	------------

■格付事由

- (1) SMFG India Home Finance Company（SMHFC）は大手総合金融グループである SMBC グループ傘下のノンバンク。三井住友フィナンシャルグループ（SMFG、長期発行体格付：AA）が 100%出資する SMFG India Credit Company（SMICC、外貨建長期発行体格付：AA-）の連結子会社であり、インドにおいて主に住宅ローンを手掛ける。格付は、SMICC による支配・関与度や SMICC における経営的重要度を踏まえ、SMICC の格付と同等と判断した。なお、インド国外の親会社である SMFG からの支援の蓋然性は高いと見込まれ、格付はインド共和国のカントリーシーリング（「A-」）を上回っている。
- (2) SMICC は SMHFC の議決権の 100%を有し、取締役を 2 名派遣している。SMHFC の経営やリスク管理は、ノンバンクに義務付けられるアームズレングス原則を順守しつつ SMICC と一体となって行われており、SMHFC に対する SMICC の支配・関与度は極めて強い。SMICC は個人および中小企業向け融資を主力事業としており、両社の事業面での親和性は高い。また、SMHFC は金融包摂の促進や低・中所得層の住宅取得を支援するなどの社会的意義を有しており、SMICC にとっての経営的重要度は高い。SMICC は SMHFC に対して 24 年 4 月および 12 月に合計 5 千万ドルの増資を実行した他、国立住宅銀行からの借入に対して保証を差し入れるなど、財務面でのサポートは手厚い。
- (3) インドにおけるノンバンクはインド準備銀行（RBI）の監督下にある。総資産に対する住宅ローン残高割合などの一定の条件を満たしたノンバンクは、RBI の承認により NBFC-HFC として登録される。NBFC-HFC の資格を有するノンバンクは資本規制や税制面での優遇措置があるほか、一般的に長期かつ低コストの調達が可能になるなどのメリットがある。一定の条件を満たす場合は国立住宅銀行から低利での資金調達も行える。このため、住宅ローンを手掛けるノンバンクには資格要件を満たすために住宅ローン事業を別会社として組織するインセンティブが働き、SMHFC も SMICC の子会社として運営されている。また、インドでは長年住宅供給が不足していることから、15 年より「Housing For All」をスローガンとした政府の旗艦プロジェクト・PMAY が開始されている。このプロジェクトでは低・中所得者向けに利子補給がなされるなどの住宅取得支援が行われており、NBFC-HFC のライセンスを有するノンバンクが中心的な役割を担っている。
- (4) インド経済は高成長を続けており、25 年も約 7%の実質 GDP 成長率を記録したとみられる。住宅ローン市場についても年率平均 10%を超える残高拡大が続いており、SMHFC の業容は拡大している。20/3 期末において 430 億印ルピーであった運用資産残高（オフバランス債権を含む）は、25 年 9 月末に 1,265 億印ルピーと、5 年半でおよそ 3 倍に増加した。26/3 期上半期の業績は営業収益 75 億印ルピー（前年同期比 26%増）、税引後純利益 5.2 億印ルピー（同 3.9%増）と、与信費用がやや増加したものの増収増益となった。25 年 9 月末における貸出資産の内訳は住宅ローン 65%、不動産担保ローン 24%、不動産プロジェクトファイナンス 11%となっている。貸出は原則担保付であり、融資対象によって LTV や期間などを調整し、リスクをコントロールしている。25 年 9 月末における不良債権比率はネットで 1.9%と、3 月末に比べて 0.3%上昇した。貸出先上位 20 先に対する貸出集中度は約 4%であり、与信リスクは分散されている。
- (5) 金利リスクや流動性リスクなどは各リスク管理委員会を通じて適切に管理されている。資金調達は国内銀行からの借入を中心としている他、External Commercial Borrowings（ECB）により国外銀行からも借入を行い、

分散が図られている。貸出資産の増加ペースが利益による自己資本の積み上げペースを大きく上回っているが、SMICC からの定期的な増資により 25 年 9 月末における自己資本比率は 21.4%と、NBFC-HFC に要求される 15%の規定を十分上回る水準を確保している。SMHFC では貸出資金を主に外部調達に依存することから、財務の健全性を維持して調達コストを抑制していくことが求められる。このため、SMHFC 自身のみならず、SMICC や SMFG にとっても SMHFC の財務を健全に保つ強い動機がある。親会社からの追加支援の蓋然性は高く、今後も SMHFC の財務の健全性は維持されていくと JCR ではみている。

(担当) 増田 篤・伊藤 信太郎

■ 格付対象

発行体：SMFG India Home Finance Company Limited

【新規】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	AA-	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年4月7日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) SMFG India Home Finance Company Limited
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル